

平成 2 7 年 第 2 回 臨時 会

總 務 民 生 常 任 委 員 会  
会 議 録

期 日 : 平 成 2 7 年 4 月 2 7 日 ( 月 )

場 所 : 大 曲 庁 舎 第 1 委 員 会 室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成27年4月27日（月曜日） 午前10時33分～午前11時22分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

## 出席委員（7人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	秩 父 博 樹
委 員	佐 藤 文 子	委 員	大 野 忠 夫
委 員	鎌 田 正	委 員	橋 本 五 郎
委 員	橋 村 誠		

---

## 欠席委員（0人）

---

## 説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	議会事務局長：木村喜代美
神岡支所長：伊藤利之	西仙北支所長：嗟峨耕咲
中仙支所長：高橋利省	協和支所長：佐々木淳一
南外支所長：佐々木清哉	仙北支所長：竹内徳幸
太田支所長：安達成年	総務部次長兼総務課長：伊藤義之
総務部次長兼税務課長：久保江信晴	総務部次長兼総合防災課長：平 寛二
財政課長：舩谷祐幸	

---

市民部長：高階 仁

環境交通安全課長：富樫公誠

---

## 議会事務局職員出席者

事務局次長 伊 藤 雅 裕

---

## 審議案件

- 第 1 報告第 1 号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）
  - 第 2 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 第 3 報告第 3 号 専決処分報告について（平成 2 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 4 号））
  - 第 4 議案第 7 0 号 平成 2 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 号）
-

午前10時26分

○委員長（金谷道男） 会議に先立ちまして、平成26年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（佐藤総務部長から順次自己紹介する）

○委員長（金谷道男） 次に、市民部の出席職員の紹介をお願いします。

（高階市民部長から順次自己紹介する）

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

それでは審査に入りますが、審査担当課以外の職員はご退席をお願いいたします。

（審査に関係の無い職員は退席）

---

午前10時33分 開会

○委員長（金谷道男） 改めまして、おはようございます。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

年度始めの委員会でございます。今年度もどうか、委員会の審査に職員の皆さん、よろしくご協力お願いしたいと思います。また委員の皆さんからも改めて年度始めですの  
でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それではただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく  
お願いします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいた  
します。

---

#### 【部長あいさつ】

○委員長（金谷道男） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。

はじめに佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして皆様に平成27年度も職員に対しまして、ご指導、  
ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今回の臨時会におきましてご審議をお願いします案件は、総務部関係としましては、専決処分報告が3件、補正予算案が1件の合計4件でございます。

各案件につきましてよろしくご協議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。以上であります。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

次に高階市民部長、お願いいたします。

○市民部長（高階 仁） 改めましてよろしくお願いいたします。

今次臨時会に上程しております市民部の案件につきましては、平成27年度一般会計補正予算1件でございます。このあと案件につきまして担当課長がご説明いたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○委員長（金谷道男） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、恒例により質問の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

---

#### 【報告第1号】

○委員長（金谷道男） はじめに、報告第1号、専決処分について（大仙市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） それでは、ご説明させていただきます。

資料No.1、議案書1ページをご覧ください。

報告第1号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の「専決処分報告について」でございます。

次に2ページをご覧ください。専決第11号、「専決処分書」でございます。

3ページを、ご覧ください。大仙市条例第22号、「大仙市税条例の一部を改正する条例」を、平成27年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、一部を除き、翌4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていた

だいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

なお、改正条文につきましては割愛させていただき、改正要旨についてご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税に係る改正内容についてであります。

個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除、通称「住宅ローン減税」でございます。これにつきましては、消費税率10%への引上げ時期の変更、平成27年10月から平成29年4月になりました。これに伴いまして、その対象となる居住年期限を平成31年度まで2年延長するものでございます。

次に「寄附金特例税額控除」いわゆるふるさと納税につきまして、申告の特例として、確定申告が不要な給与所得者等が、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設し、申告手続きを簡素化するものでございます。平成28年度以降の個人住民税からの適用になります。

これにつきましてはお手元の資料No.1とNo.2に基づきまして簡単にご説明いたします。

最初にNo.1でございます。上段の方はふるさと納税の税額の計算についてでございます。このイメージといたしましては、3万円を寄附した場合のイメージでございます。最初に所得税から控除します。寄付金から2千円を引いた分を所得控除いたします。①のところに書いてございます。続きまして個人住民税の基本分として、この2千円を引いた部分に10%を掛けて、税額から今度は控除いたします。3番目には上にも書いてありますけれども、特例分として、①と②、いわゆる所得税と住民税により控除できなかった部分を特例的に控除するというような内容でございます。ここにイメージ図が書いてありますけれども、3万円を寄附した場合、2千円を除いた分、いわゆる所得税につきましては、5,600円が控除対象、個人住民税については、2千円を引いた10%ということで、2,800円控除、残りの部分を個人住民税から控除という仕組みになってございます。

次に下の段をご覧になってください。

これにつきましては、今年の適用分から、上限が1割から2割にアップしております。例えば800万円の年収の方は、6万6千円の限度額が、13万1千円というふうにアップしております。2割アップしております。

次に資料No.2をご覧ください。

こちらにつきましては、ワンストップ特定のイメージでございます。左側が従来のイメージです。前は税務署を介して手続を行ってましたけれども、税務署を介さずに手続をできるというのが、ワンストップ特例という制度でございます。ただしこれは5箇所に限られます。ということで1番下の方です。ふるさと納税、ワンストップ特例制度の適用イメージということで書いてございます。四角い箱の中に書いてますけれども、左側の方が給与所得者、右側の方が自営業者というふうに分かれております。今回、ワンストップの最初となるのは、給与所得者と書いた所の、大きいくくりの中の、更に左下の所、2千万円以下のふるさと納税、ワンストップ特例の対象となる可能性のあるもの、ということで先ほど言いました5市町村以内の寄附に限っては、こういうふうなワンストップ特例ということで、確定申告をせずにふるさと納税ができるというふうな仕組みでございます。

市民税関係につきましてこのほかですけれども、法人市民税均等割の適用区分である資本金等の額の算定に係る、所要の規定の整理を行っております。

続きまして固定資産税について申し上げます。

国が一律に定める税率を地方自治体が条例で定めることができる「地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例と言いますけれども、これにおきまして、新たに「サービス付き高齢者向け賃貸住宅等」が加えられました。これに伴いまして軽減割合が自治体の条例に委任されることができるようになり、現在の軽減割合を参酌し、同様の軽減措置を講ずるといような内容であります。

固定資産税の2つ目につきましては、宅地等につきまして、平成27年度の固定資産税の評価替えがございました。これに伴いまして、評価替えの翌2年度、28年度、29年度に地価が下落した場合において、必要と認める時は、平成27年度の基準価格を修正し、修正後の基準価格を課税標準とすることができるという特例措置を継続するといような内容でございます。

固定資産の3つ目でございます。宅地等及び農地に課する固定資産税の負担調整措置における現行の仕組みを、27年度から29年度まで3か年延長いたします。本市では該当ございませんけれども、このほかに特別土地保有税の特例措置につきましても同様に3年間延長するといような内容でございます。

次に、軽自動車税に係る改正内容について、でございます。

資料No.3 をご覧になってください。

上段の方でございます。平成27年度に新車登録する一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、28年度の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例を講ずるというものでございます。

具体的に説明いたします。この資料No.3の網掛けの部分でございます。

現在10,800円の軽自動車の場合、75%軽減、50%軽減、25%軽減という3種類がございます。75%軽減は電気自動車等でございます。50%軽減は32年度燃費基準プラス20%の達成車。25%は32年度燃費基準達成車というふうに3段階に分かれてございます。そういう、これに該当した場合は、例えば75%軽減の場合は、10,800円の物が2,700円になると、50%軽減の場合は5,400円になると、25%軽減の場合は8,100円になると、いうふな内容でございます。以下、営業用、乗用、貨物用につきましても同様の制度を講じるものでございます。

このほかに原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等に係る税率の引き上げ時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延長するものであります。

以上が軽自動車の税制改正です。

続きまして市たばこ税に係る改正内容について、でございます。資料No.3の方をご覧になってください。

紙巻たばこ三級品に係る特例税率がございます。これを28年4月1日から31年4月1日までの間に4段階で縮減し、廃止するものでございます。この三級品というのは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバットの4種類があります。現在の税率が、これも網掛け部分であります。2,495円だったものが、段階的に引き上げて、最終的に5,262円になるというふうな内容でございます。

これらのほか、この特例税率の廃止に伴います引き上げに際し、引き上げ段階で、これらのたばこを販売目的で所持する小売り販売業者等に対し、手持品課税を行うものでございます。手持ち品課税は一番下に書いてますけれども、新旧の差額であります430円、430円、645円、1,262円というふうに差額の分を課税するというのが手持ち品課税でございます。

以上、各税目のほかに、新たな規定として、地方税法で定めておりました徴収猶予に関する規定につきましましては、関係条文の見直しが行われ、各自治体の条例にその手続、期間等が条例委任されたことに伴いまして、規定を整備しております。



そのほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」通称、マイナンバー法ですけれども、この施行に伴いまして所要の条文整理をしてございます。

なお、施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

## 【報告第2号】

○委員長（金谷道男） 次に、報告第2号、専決処分について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） それでは、ご説明いたします。

同じく23ページをご覧ください。

報告第2号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の「専決処分報告について」でございます。

次に24ページをご覧ください。専決第12号、「専決処分書」でございます。

次に25ページをご覧ください。大仙市条例第23号、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、平成27年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げますが、これにつきましても改正条文については割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきます。

今回の改正内容の一つめは、国民健康保険税の限度額の引き上げでございます。

基礎課税限度額につきましては「51万円」を1万円引き上げ「52万円」。後期高齢者支援金等課税限度額につきましては「16万円」を1万円引き上げ「17万円」に、介護納付金課税限度額につきましては「14万円」を2万円引き上げ「16万円」にそれぞれ改定するものでございます。

次に改正内容の二つ目ですけれども、国民健康保険税の軽減措置の拡充といたしまして、税額を減額する場合における所得の算定基準額の見直しを行うものであり、応益割であります「被保険者均等割額」と「世帯別平等割」が軽減の対象となっております。

このことにつきましては、5割軽減の対象となる所得の基準につきましては、被保険者の数に乗すべき金額「24万5千円」を1万5千円引き上げ「26万円」に、2割軽減の対象となる所得の基準につきましては「45万円」を2万円引き上げ「47万円」にするものでございます。

なお、7割軽減対象の所得の基準については、変更はございません。

このほかといたしましては、平成25年度に改正しました国民健康保険税条例の未施行部分の施行期日を改める所要の改正を行い、平成27年4月1日に施行するものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この報告に関しては特別反対するつもりはありませんけれども、2点ほど教えてください。

まず課税限度額の引き上げというふうなことで最高限度額に適用する、加入世帯というのは世帯数で何件くらいあるのかということ、それから軽減措置の拡充ということですが、5割世帯、5割軽減、2割軽減というふうなことで、軽減が拡充する訳ですけれども、この対象世帯というふうなものが、どれくらいなのか教えて頂きたいと思います。

○委員長（金谷道男） 久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 限度額超の状況をお知らせいたします。

今回の改正によりまして、約219世帯、実人数にいたしまして687人を見込んでございます。

また、軽減につきましては、150世帯、人数につきましては322人増を見込んでございます。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

### 【報告第3号】

○委員長（金谷道男） 次に報告第3号、専決処分報告について（平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） 改めまして、今年度もどうかよろしくお願ひいたします。

それでは私の方からは報告第3号、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号）の専決処分報告につきまして、説明申し上げます。

始めに歳入関係につきましてご説明致します。

お手元の資料No.2の補正予算書と別添資料を併せてご覧頂きたいと思ひます。

補正予算書の方は、8ページから11ページになります。

今回の補正、歳入につきましては、各種の譲与税、交付金等の一般財源につきまして、3月末にそれぞれ交付決定があったことなどから、これに併せ補正予算を行ったものがあります。

2款の地方譲与税、こちらは国税になりますけれども、こちらから9款の地方特例交付金及び11款の交通安全対策特別交付金につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づきまして予算の方を計上しておりましたが、今般、26年度の国税及び県税の実績等に基づきまして、最終的な交付決定があったことから、予算書記載の通り過不足額をそれぞれ補正したものでございます。中でも4款の配当割交付金及び5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、景気が回復基調にあることから、株価の上昇などが要因となっております、大幅な増額となっております。

また、10款、地方交付税、こちらの方でありますけれども、普通交付税につきましては、国の当初決定の段階で減額されておりました調整額、こちらの方は2,146万8千円ですけれども、こちらの方が国の補正予算によりまして、全額が追加交付になったものであります。

一方、特別交付税、こちらの方でありますけれども、ここ数年は豪雪に伴いまして交付額が多かった訳であります、今年度は平年並みの積雪であったことから、交付額が減少するのではとちょっと危惧はしておりました。こうした中、国におきましては、大仙市の行っております様々な施策に対します財政需要を特別交付税の算定にさせていただいたほか、除排雪経費につきましても、近年の除雪体制の変化や、労務単価の上昇などを踏まえました算定を進めてもらったことなどから、要望額17億7,500万円に対しまして最終的な交付決定額は、18億5,169万3千円と予想を上回る交付額となっております。

お手元の資料2ページの方ですけれども、こちらの方には特別交付税の交付状況、県内13市の状況を載せてございます。下から4番目のところの黄色い部分、こちらが大仙市の数値であります、県内では横手市に続きまして2番目の交付額となっております。前年度と比較しまして、1,100万1千円、率にして0.6%の増となっております。また、併せて下の方には合併後の特別交付税の推移、こちらの方を載せております。平成22年度からは豪雪となっており、交付額も増えております。23年度には20億円を超える大きな交付額となっております。

なお、今般26年度の特別交付税の予算計上累計額、こちらの方は今回の補正額4,333万8千円を加えまして、18億832万8千円となりますが、未計上額の4,336万5千円につきましては、27年度への繰越金となるものでございます。

次に19款、繰越金であります。補正額は8,414万5千円です。これによりまして25年度からの繰越金となります実質収支額8億4,522万4千円、こちらの方は全額予算計上したような形になっております。

次に歳出につきまして説明致します。主な事業の説明書、こちらの方も一緒にご覧願いたいと思います。予算書の方は12ページからになります。

始めに、2款1項41目90事業の財政調整基金積立金につきましては、先に歳入補正予算で説明しましたとおり、今般26年度の各種交付金や地方交付税等が確定しまして、予算額を上回ったことなどから、2億円を基金に積立したものであります。これによりまして、財政調整基金については、今回の積立と27年度当初予算に計上しております1億円を合わせまして、残高が約30億5,000万円となります。目標としておりました標準財政規模の10%であります30億円を確保することができております。

次に事業説明書2ページになりますが、同じく48目90事業の公共施設修繕引当基金積立金につきましても、同じく5,000万円を基金に積立したものであります。26年度末の残高は約2億5千万円となります。本基金につきましては、今後予想されます各市民会館等の大規模修繕に備えまして、3億円を目標にしまして、これまでの各年度において積立を行ってきております。

最後に、予算書14ページになりますが、12款1項2目90事業の長期債償還利子につきましては、長期債利息の確定に伴う補正で、4,810万5千円の減額補正であります。これによりまして、最終的な一般会計におけます長期債の利息額は、約6億5千万円となります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） 次に、平次長、お願いします。

○次長兼総合防災課長（平寛二） それでは、よろしくお願いいたします。

総合防災課関係分について、ご説明申し上げます。

資料は補正予算書〔3月専決〕の13ページをお願いいたします。

3款5項1目20事業、復興支援事業費の財源振替を行うもので、その他財源を2万6千円増額しまして、一般財源を同額減額するものでございます。これは、精巧堂印刷所内の「ゆきんこカード」事務局からの寄付金であります。以上であります。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

鎌田委員。

○委員（鎌田正） 財政課長に伺いますけれども、補正で公共施設の修繕引当金、まあ5千万円の積立は大変良いことなただけけれども、3億円を目途にするという積立にしているんだけれども、これ、市民会館をとというようなことだけれども、この後、公共施設はかなりの施設があるんだけれども、3億程度でこれから、3億ってどこを目途にして3億だかわからないけれども、どんた考え方なんだ、この3億という目標なものだしか。

○委員長（金谷道男） 舛谷課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 当初、この基金の積立を始めました年から、大体、年間約5千万円の積立、こちらの方は、大体、繰越金の5%を目標にということで積立を行うことにしました。まず6年後ぐらいになりますと、まず大曲市民会館、中仙ドンパル、協和和ピア、あとは仙北ふれ文、こちらの大きな4つの市民会館の方の修繕が計画されております。そういうことで5千万円の6年間ということで、まず3億円というような目標にしておりましたが、委員おっしゃるとおり、3億円では、当然、これからの公共施設の修繕では足りません。それでまず、各年度の、決算状況を見まして、3億円積み立てたら、もう取り崩すのでは無くて、まずそれを維持できるような格好にしていければ良いなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（金谷道男） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今、その何と言うか、市民会館とか、例えばドンパルとか、いろいろある訳だけれども、支所だって、最近建てた支所はそれなりにある、例えば西仙、神岡、比較的あると言いながら、例えば西仙支所だって結構、傷んでは来ているんだよな。そういうものを考えて見れば、当然これから国の支援を受けて、修繕ということはあり得ない、出来ない訳では無いと思うし、それからこの後いろいろな大型の、今日もこの後話題に、話しに出ると思うんだけれども、いろんな施設をまた新たに設立して、建てて行く訳だけれども、こういった修繕って、相当な金額になって、かなりの一般会計そのものが、影響を受けてくるのではないかなと予想されますので、まあ、修繕は当然、

必要と言いながら、やっぱりもう一回、毎回話しをしているけれども、公共施設のあり方、あるいは公共施設の今後の建て方と言いますか、あるいは配置の仕方というか、そういったものを十二分に、やっぱり議会とも検討していかなければ、いつも喋っているんだけれども、その地域の声と称して、全部、要望どおり行くというのはなかなか大変ではないのかなと、こう思っているの、この後、財政課長単独で答弁できる内容では無いと思いますけれども、そういったものを、考慮していかなければ、考えていかなければ、修繕費だけで相当、財政が圧迫されてくるのではないかなと危惧する訳で、この後、そこら付近は部長あたり、いつも（聞き取り不可能）、公共事業のあり方、施設のあり方について、どういった、毎回、同じような質問で申し訳ないけれども、そういったことを十二分に検討して頂きたいなと、こう思うんだけれども、どうでしょうかな。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤部長。

○総務部長（佐藤芳彦） ただ今、鎌田議員からご質問のあった件につきましては、前回、所管事務調査を行った際にも、ご意見を伺っております。全くそのとおりというふうに考えております。それで今、これまで2年間やって参りました、各施設の状況について取りまとめをしておりますので、それが出来次第、委員会に、また所管事務調査をお願いして、またそのことについては、ご説明申し上げる予定でございます。また、この公共施設のいわゆる管理計画は市全体の管理計画にありまして、その下にそれぞれの、いわゆる個別計画、例えば公民館なら公民館の個別計画、上水道事業なら上水道事業の個別計画というものをそれぞれ建てて行きまして、地域の声や、あるいはパブリックコメント等もいただきながら、そして議会の皆様ともお話をしながら進めて参りたいというふうに考えております。その際の財源としては、これはかなりの財源が必要となりますので、例えば改修に使える起債でありますとか、公共施設の修繕引当基金も、これにつきましても、当然、今、考えている額では全然不足な訳でありますので、これからは財政運営の中において、こういったところにも意を配りながら、もう少し、公共施設を長寿命化して、長く使っていけるような手だてを講じて参りたいというふうに考えております。そのために、今までの施設の利用の仕方、あるいはこれからの人口社会に対応した施設のあり方とか、そういったことを皆さんと一緒に協議させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金谷道男） ほかにございせんか。

佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの特交税についてちょっとお聞きいたします。

こういうふうに出していただいて、大変、わかりやすいんですけど、特別交付税と言えば、災害があった場合の工事だとか、復旧工事ですね、それから除雪経費、こういったものに下りてくるというふうなことはわかる訳ですけども、交付額を見ますと、かかった、特別大きな災害が無かった訳ですので、まず除雪経費というふうなことが特交で充てられているとすれば、18億もの特別交付税が来ているわりには、除雪経費にかけているお金というのは、まず8億くらいでしたっけ、10億くらいですかね、そういうふうなことで、まず、8億くらいが浮いているというふうなことも、あるわけですけども、具体的にその、さっき説明の中であった、この大仙市のそうした施策に対する、政府の方で、特別交付税として、こう加味した、それぞれの町村の施策によって、こういうふうな、交付、交付率というふうなものが、そんなに違うものなのかどうかというふうなことが1点。それからもう1つは、除排雪経費はこれから高齢者宅の問題だとか、それぞれそうした福祉サイドでの除排雪というふうなことが大変増えて来ている訳ですけども、そういったことにこういう特別交付税というふうなものを十分充てた、施策に充てられるというふうなことで捉えられるものなのかどうか、その辺をちょっと教えて貰いたいです。

○委員長（金谷道男） 舛谷課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 今、質問ありました特別交付税ですけども、実は特別交付税というのは、ルール分とそれ以外の部分、大きく2つに分かれます。ルール分というのはうちの方から基礎数値を出しまして、それに基づいて来るといって、今年で行きますと、厚生連、救急医療の方の、補助ということで4,700万円を新たに貰っていますけれども、そのルールに基づく部分が大体3割くらいです。それから各市町村の特殊財政事情と言いますか、これがルール外ですけども、そちらの方が7割ということで、われわれは7割の内訳はもうわからないような状態になってます。これは国の方の総務省の方で、まず決めて来るんですけども、そのためにもまず毎年1月に市長はじめ、陳情に行ってるんですけども、まあ大仙市の場合、まずいろいろな農業施策ですとか、福祉施策、いろいろなものを行っています。そういうものに使われている一般財源、こちらの方も、全部資料を出しまして国の方をお願いをしております。それで中身がどれくらいか、といのは我々もわかりませんが、ただ、ここ数年はやっぱり22年度から伸びているのは間違いなく、除雪経費の、そういうのありますけれども、大体まず



除雪に関します、普通交付税の方で、まず7億から8億くらいは、算定されております。そのほかまず、それを上まわった分、豪雪ということになるかと思っておりますけれども、その部分について、毎年、まずそれなりの算定はして貰っていると思っております。ただ、今年はず、お話のとおり雪が少なかったにもかかわらずこのくらい来ているというのは、やっぱりその雪以外の、いろいろな施策を、やっぱり国の方で、見て貰ったのではないかと我々は思っております。ただ、雪につきましても、これは全国的なのですけれども、やっぱり22年度の豪雪から除雪の体系というのが各市町村で、かなり変わってきております。もうきめ細かくなってきました。各市町村の除雪経費の方向を見ましても、今年も全県的に見ましても、県北の方が多かったのですけれども、全県的に雪少なかったのですけれども、それでもやっぱり除雪経費はそれなりにかかっておりますので、やっぱり国の方でもやっぱりそういう除雪体制の見直しと、あとやっぱり労務単価、かなり上がっていますので、そちらの方を勘案して貰ったということも含まれていると思っております。それからもう一つ除雪関係、こう福祉関係の方ですけれども、これに対して特別交付税という話しですけれども、今年から高齢者世帯の雪下ろし等につきましては、もうこちらの方はルール分で、特別交付税の算定に含まれております。今後、こういう施策の方、たぶん市の方でもやっていくことになると思っておりますけれども、特別交付税の方で算定される部分、それからまず国の方で算定されなくても、市の独自にやる事業につきましては、まず引き続き国の方に、こういう陳情とか含めまして、要望して参りますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

【議案第70号】

○委員長（金谷道男） 次に議案第70号、平成27年度大仙市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。富樫環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第1号）の環境交通安全課所管事業に係る補正内容について、ご説明申し上げます。

資料No.3の平成27年度大仙市補正予算、補正に関する説明書付、4月補正、で、ページは8ページであります。

事業説明書は、資料No.3-1の1ページとなります。

4款2項1目12事業、廃棄物処理管理経費であります。

市内に7箇所ある旧最終処分場の維持管理経費のうち、大曲の一般廃棄物最終処分場において、3月の定期保守点検時に浸出水処理施設の回転円板装置の軸受の破損、及びドライブシャフト、軸の摩耗が発見され、早急に改修工事を実施する必要性が生じたことから、予算補正をお願いするものであります。

補正は、当初予算で予算措置していたオーバーホール、セル洗浄、減速機更新等の61万3千円に追加となる補修工事を行うため、44万7千円の増額補正であります。

参考のため、資料といたしましてNo.2のカラーの1枚の写真の資料を用意させていただいております。ご覧いただきたいと思っております。

破損した部分の回転円盤装置、全景という1ページ目のこの覆いのかかった部分が回転円盤装置となっております。この覆いを取ったものが、下の回転円盤装置のカバーを外した状態というものでございます。なお、この写真につきましては平成23年度のオーバーホール時の写真を参考に見て頂いているものでございます。裏面につきましては、裏面の上の方につきましては、故障箇所の写真の軸受けの部分ということでございます。今回、ボールベアリングというボールで回転を受けていた所を、ローラーベアリングということで、ローラーに変えるというようなこととなります。また下の方は、軸そのもの、先ほど見て頂きました回転円盤装置の円筒形にあったもの、真ん中の軸、そのものの部分ということです。いずれにしろこれにつきましては23年度のオーバーホール時の写真を参考のため、ここの部分ですということで見て頂くために用意させていただいた写真でございます。

先ほどもうしあげましたとおり、追加となる補正工事を行うための447万1千円の増額補正をお願いするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（金谷道男） 説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

大野委員。

○委員（大野忠夫） ちょっと初歩的な質問です。

この劣化の程度という、この劣化というのはどこら辺から、見て直ぐにわかるような、そういう何というか、点検の仕方なものだしか。その辺。

○委員長（金谷道男） 課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 先ほど申し上げました3月の19日でしたが、定期的な保守点検、するタイミングがございました。これは年度末でもありまして、その際に点検したものでございますが、その際に異音があると、まず聴いてわかると、というような状況でございます。定期的に点検をしておりますので、異音について、音につきましても、通常の音と、おかしいという異常な異音、この部分についてまずおかしいという部分がわかるというようなことでございます。これを受けまして少しどういう状況なのかと確認すると、摩耗した部分については減り具合、軸については、水平であるべきところが少しすり減って、部分的に空間が、隙間があるというような状況等、確認したということでございます。これによって破損、摩耗というようなことがわかったと。

○委員長（金谷道男） 大野委員。

○委員（大野忠夫） この定期点検で、点検するやつと、そういうちょっと異常な音がするとか、そういうこともわからないというような、そういうふうな、何というか、構造になっているものだしか。普段に、見まわりした時に、そういうものって音、慣れてくれば普段でも、音が異常だということがわかるような、そういうものではないかなと、扱ってる人はね。私はそう思うんだけど、その辺はやっぱり定期点検まで、見当たらないという、状態であったんですか。

○委員長（金谷道男） 課長。

○環境交通安全課長（富樫公誠） 勿論、通常の点検、あるいは日常の点検も勿論させて頂いておりまして、異音についても、頻度の部分ですとか、あるいは大小ですとか、そういうものは点検をして頂いているところでございます。ただ全く、物が物ですので、

全く音が出ないということでは全くございませんので、それで通常確認している部分について、異音の部分、それが少し、あるいはひどいというようなことは常に確認はしているものであります。ただ範囲がありますので、常時、異音が出るとかですね、そういうものについてはやはり毎日点検している人の感覚に任されている部分が少しございます。ただ、保守点検ということで大がかりに見た際に、どのくらい減っているとかですね、隙間がどのくらいあるというのを確認できましたので、これで最終的に、異音が少しし始めていると、いうものが溜まって、保守点検の際に詳しく見たと、いうことでわかったということになります。

○委員（大野忠夫） やっぱり何と言うの、この管理をしている人達の、車と一緒に、自分の車はやっぱり常に、目と耳と鼻で判断して歩くという、これが初歩なんだよな。だから機械物というのは大概そういうものだと思うんだよ。これはすればこの前にもちょっとあったんだけど、技術上の基準を定める省令という、どういうものかわからないのも、やっぱりこういうことがあるということは、常日頃、やっぱり、何と言うかな、自分をきっちりこう、頑張っ、そういうことを覚えて行くと、いうことだろうと思うんです。そういう基準を、あるわけだから、やっぱりそれなりの、訓練なり、これをやっぱりやっている、毎日の仕事の中で、自然とやっているということなんだべな。そういうことだしべな。

○環境交通安全課長（富樫公誠） はい、そうです。

○委員（大野忠夫） はい、良いです。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

【審査結果の報告】

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

【閉 会】

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午前11時22分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男